

問い合わせ先  
 県土マネジメント部公共工事契約課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

## 平成25年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成25年10月28日（月） 議会棟第2委員会室	
委員	委員長 池田 辰夫 藤平真紀子 三浦 晴彦	
審議対象期間	平成25年4月 1日～平成25年7月31日	
抽出案件	6 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容もなく、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、優良建設業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○一者入札や、入札参加者が少ない案件について、応札者を増やし競争性と透明性が確保できるよう、引き続き原因の分析を含め改善方策の検討を進めていただきたい。</p> <p>○不落案件回避のために、今後とも適切に対応いただきたい。</p>	

質 問	回 答
<b>案件1(中吉野警察署増床等及び耐震改修工事(電気設備工事))</b>	
○1者辞退で1者入札。当庁舎の電気設備工事の工事履歴に関する資料が充分整理されていないことも参加者が少ない理由の1つではないかとのことだが、今回の落札者が過去に工事を施工しているということなのか。	●職員の増加に伴うOA機器等の増加に対応するため小規模な配線工事を繰り返してきた結果、それらの工事の詳細な履歴が整理されていなかった。設計段階で調査はしたが、詳細は把握しきれておらず、そのことも敬遠された理由の1つと考える。なお、今回の落札者は過去の施工業者ではない。
○工事の施工可能な業者は限られているのか。	●特定建設業許可業者なら対応可能と考える。
○電気設備工事は業者数に比べて、応札者が少ないようだが、今後の方向性等についてどのように考えるか。	●当工事は増床・耐震改修工事に併せて行う電気工事で、電気設備の改修工事自体は難しい工事ではないが、他の工事との調整が必要なうえ、既存庁舎で警察業務を行いながらの工事で、業務に支障のないよう細心の注意を払う必要がある。今後他の庁舎においても耐震工事を行う予定だが、同様の状況になるため、参加者が少ないことも予想される。
<b>案件2(浄化センター電気棟建設(電気設備)工事)</b>	
○入札参加資格要件を有する業者は30者程度あるにもかかわらず、3者辞退で1者入札。落札者は以前にこの設備工事を請け負った業者なのか。	●昭和49年に施工した業者だが、一般競争入札の結果、同業者となった。
○同じ業者でなければできない工事なのか。	●今回の工事は新たに建設する工事なので、他の業者でも施工できる。
○電気設備工事の業者数に比べて、応札者が少ないようだが、今後の方向性等についてどのように考えるか。	●参加資格の緩和により門戸を広げる取り組みを行っているが、下水道施設は24時間365日稼働し続けなければならない施設で、高度で総合的な技術力が求められるため、施工体制と品質の確保を併せて考えていかなければならないと考える。
<b>案件3(浄化センタープロウ棟建設工事)</b>	
○1JV辞退で2JVでの入札だが、同時期に他の工事の入札が重なったとのこと。入札時期の工夫はできないのか。	●県の事業は会計年度の縛りがあるので、上半期の発注を目標としており、時期が重なることはやむを得ない面もある。
○工事内容が特殊なのか。	●一般的な建築一式工事である。
○標準耐用年数20年で、39年経過しているため更新とのことで、標準耐用年数を大幅に経過しているが大丈夫なのか。	●機器については、適切にメンテナンスを行うことにより、一般的に耐用年数の1.5～2倍の期間で更新をしている。ただ、化学物質による負荷がかかる機器については、もう少し短い期間で更新をしている場合もある。また、1万点におよぶ機器についてその健全度を調査し、適切な維持管理及び更新計画を立てている。
○案件5と同じ組み合わせの特定建設工事共同企業体(JV)があるが、JV名の構成員名の順番が違う。これらは別の企業体と位置づけるのか。	●特定建設工事共同企業体(JV)の代表者がJV名の先頭になる。特定の工事毎に出資比率を決めて協定を締結するため、別の企業体である。

<b>案件4(吉城園周辺地区整備事業(吉城園主棟改修工事))</b>	
○5者辞退の理由はどのように考えられるのか。有形文化財に指定されているため難易度の高い工事で、対応できる業者が限られているのか。	●当工事は昨年、不落になっている案件で、材料の檜皮が入手困難で価格も高騰していることに加えて、檜皮葺きは現代においては特殊な工法であるうえ、文化財の工事という特殊性もあるため文化財の施工実績が少ない業者は敬遠したと考えられる。
<b>案件5(うだ・アニマルパーク軽食施設、譲渡用犬猫舎及び展望広場休憩施設新築工事)</b>	
○同時期に他の工事の発注が重なったため、入札参加者が少ないとのことだが、入札時期が重ならない努力はしたのか。	●平成26年2月末に完成する必要があるため、前年に設計し、年度当初の発注はやむを得ない。
<b>案件6(一般国道168号 防災・安全交付金事業(国道災害防除))</b>	
質問なし	